

全タク連発第187号  
令和8年3月18日

国土交通省物流・自動車局長 石原 大 様

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会  
会 長 川 鍋 一 朗  
副会長 田 中 亮 一 郎



### 内燃機関係軽自動車タクシーの導入について（要望）

全国ハイヤー・タクシー連合会では、地方タクシー事業再生・進化推進特別本部及び正副会長会議に寄せられたタクシー事業における軽自動車の活用を実現するため、「タクシー事業における軽自動車の活用小委員会」（小委員長：田中地域交通委員長兼副会長）を設置し、検討課題について議論を進めるとともに、各タクシー協会の意向調査を実施して参りました。

今般、下記のとおりの方望事項を取りまとめましたので、内燃機関を有する軽自動車タクシー（以下「軽自動車タクシー」という。）の導入についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 導入対象営業区域

軽自動車タクシーの導入対象となる地域は「営業区域」を単位として、各タクシー協会の申請の下、軽自動車タクシーの導入を希望する全ての営業区域を対象としていただきたい。

なお、軽自動車タクシーの導入にあたり、通達「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付け国自旅第100号）に定める車種区分のうち、「地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準」として普通車に「内燃機関を有する軽自動車」を追加するための申請手続は、当該営業区域が存する地域のタクシー協会から当該営業区域を管轄する運輸支局に行うことにしていただきたい。

## 2. 導入プロセス

(1)の申請手続により、車種区分の普通車に「内燃機関を有する軽自動車」が追加された際には、実証実験期間や試行期間等を設けることなく、速やかに本格運用としていただきたい。

## 3. 導入台数

軽自動車タクシーの導入台数については、地域ごとの最低車両台数の要件にあわせて上限台数を設定していただきたい。なお、運賃設定の観点から営業所の配置台数の10割を認めることは避けていただきたい。

- ① 最低車両台数が10両以上の地域：営業所の配置台数の2割まで
- ② 最低車両台数が5両以上の地域：営業所の配置台数の6割まで
- ③ 最低車両台数が5両未満の地域：営業所の配置台数の8割まで

## 4. 運賃

普通車運賃と同一の運賃としていただきたい。

(理由)

- 現行の軽自動車は、車内装備や安全装置など提供するサービス水準は普通車と比較して遜色がないこと。
- ドライバーを除く乗車定員は、普通車では4人、軽自動車では3人になるものの、タクシー平均乗車人数は1.38人であることを踏まえれば、軽自動車の乗車定員を要因とする特段の支障は生じないこと。
- 軽自動車は、導入時の車両価格は安価となるものの、実際の使用年数の短さや燃費などトータルコストについては、普通車と同等になること。

## 5. 導入車両の基準

軽自動車タクシーの車両基準としては、セーフティ・サポートカーS（サポカーS）ベーシック以上としていただきたい。また、ドライブレコーダーの搭載を必須としていただきたい。

※ サポカーSベーシックの搭載機能は、低速衝突被害軽減ブレーキ（対車両）及びペダル踏み間違い急発進抑制装置となる。

(理由)

- 国土交通省によれば、新車乗用車における「衝突被害軽減ブレーキ」の装着率は99.8%、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」の装着率は98.1%まで普及しており、サポカーSベーシック以上を基準とすることにより、車

齡の古い車両は実質的に排除され、概ね高年式車、新車に限定されるため。

## 6. 利用者へ周知

軽自動車タクシーに関する利用者への周知については、

- ① 電話又はアプリによる配車の場合には、軽自動車配車されることを事前に周知するとともに、承諾を得ること。
  - ② 流し営業及び駅待ち等による場合には、軽自動車タクシーへの乗車が、苦情やトラブルに発展しないよう各タクシー協会において対策を講じること。
- を前提として、軽自動車タクシーの導入を認めていただきたい。

(理由)

- 導入当初は、軽自動車タクシーの運行が導入地域に定着していないことから、軽自動車タクシーの配車が、利用者に対して事前かつ確実に伝わっていない場合には、苦情やトラブルに発展することが想定され、それらを回避する観点からも事前に周知を図る必要があるため。